

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

III 賃金政策

3 失業対策事業の賃金

失業対策事業の賃金は、生活保護基準とともに、国民生活あるいは労働者生活と賃金の下限を画する政策にかかわるものとしてしばしば注目されてきた。本年は、失業対策事業が創設(一九四九年)以来三〇年を経過した時点にあたるので、その賃金決定について概観しておく。失業対策事業の就労者は一九六〇年にピークの三五万人に達し、当時の労働市場の状況にもかかわらず、事業内に定着する傾向が強かった。「労働力不足」の進展とともに、当局は、失業対策事業を整理する政策をとった。すなわち、六三年の制度改正で、民間産業にたいする就労促進の措置により就職できない中高年齢失業者等のみを対象とすることとし、また、七一年の中高年齢者雇用促進法では、新規流入は認められないこととし(同法付則二条)、なし崩し解消の政策をとった。このため、就労者の減少、高齢化、女子比率の増大、失対事業就労者としての期間の長期化がすすんだ(第157表)。このような事情から一九七六年度より、事業区分による簡易な作業の導入、労働時間の短縮等がおこなわれた。現行制度において、事業は、甲乙二種に区別され、「甲事業については、公園、道路、河川敷、公共施設等の清掃、除草の作業及び花卉栽培、樹木の手入れ等の作業を内容とするものが大半を占め、その他、医療消耗品、清掃用具等の製造、補修、公共施設の用務員等の補助、図書の整理、補修等軽易な作業のものが実施されている。また、乙事業については、道路の舗装、補修、改良工事が約六割を占め、その他学校等の公共施設内の構造物補修、公共用地の整地、河川の補修、改良、農道、林道の新設、補修等の工事が実施されている。なお、地域によって異なるが、全体としては、甲事業の就労者数が乙の就労者数を上回る状況になってきている。」(『職業安定公報』七九・六・一)

そこで賃金であるが、「就労者の賃金は労働大臣が地域別に定めることとされているが、昭和五四年の標準的な賃金ほ、一時間当たり、甲就労者については四八四円(一日当たり約二、九〇〇円)、乙就労者については四八七円(一日当たり約三、四〇〇円)となっている。なお、労働時間は甲事業が六時間、乙事業が七時間で運営されている」(同上)。

予算上の労力費単価は平均賃金の日額に見合うものであるが、第158表のように推移してきた。

労働大臣が失業対策事業の賃金を定めるにあたっては、失業対策事業賃金審議会の意見を聞くべきこととされており、七九年度分については、同審議会(大河内一男会長)から、「失業対策制度調査研究会報告」(一九七六年一月)の考え方にもとづき、設定されている賃金制度および決定基準をひきつづき適用することを内容とするつぎのような答申がおこなわれ(七九・三・一七)、これにもとづいた運用がなされている。答申から明らかなように、失業対策事業の賃金は、民間建設業を基準としており、また、就労者が高齢化し、流入できない事情もあるため、かつてのように、地域の賃金水準に影響を及ぼすことは少なくなっていると推測される。なお、具体的賃金表を当局は公表していない。

【失業対策事業賃金審議会答申】

一 失業者就労事業就労者の賃金について

1 賃金表の構成

(1) 賃金表の種類

甲事業就労者に適用する賃金表(以下「甲賃金表」という。)と乙事業就労者に適用する賃金表(以下「乙賃金表」という。)の二種類とすること。

(2) 甲賃金表の区分

甲賃金表は、その者の従事する作業の難易の程度等に応じて区分した二段階に、特に体力等の低い者に適用する特別のランクを加えた三段階により構成すること。

(3) 乙賃金表の区分

乙賃金表は、その者の従事する作業の難易の程度等に応じて区分した三段階とし、上位二段階については、その従事する作業において発揮する能率に応じて更に二つに区分して合計五区分により構成すること。

2 賃金の地域単位

緊急失業対策法第十条の二第2項の地域(注:比較対象とすべき地域)の単位は、失業者就労事業を施行する市町村の区域とすることを原則とすること。

3 賃金の額の決定

失業者就労事業の就労者に支払われるべき賃金は、各賃金表ごとに次により、地域別に一時間当たりの額で定めることとし、所定労働時間就労した場合に加算する端数調整額についても併せて定めること。

(1) 乙賃金表

乙賃金表の地域別の賃金額は、「同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金」を考慮して定めることを基本とし、具体的には屋外労働者職種別賃金調査の結果のうち乙事業の事業種目に対応する事業の日雇労働者の一般的な賃金の額を考慮し、併せて就労の実態を反映するよう定めるべきであること。

(2) 甲賃金表

甲賃金表の地域別の賃金額は、「同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金」を考慮して定めることが基本であるが、甲事業の実態にかんがみ、具体的には屋外労働者職種別賃金調査の結果を参考にし、同事業の作業内容及び就労者の体力等を考慮して定めること。この場合において、就労者の実態と併せ従来のもとの失対賃金の水準との関連について、引き続き配慮することも止むを得ないものであること。

4 賃金表の適用

賃金表の適用に当たっては、就労者が従事する作業の内容及び実態並びにその者の発揮する能率に即応して合理的かつ適正になされるよう十分に配慮すること。

二 夏季及び年末に臨時に支払われるべき賃金について

失業者就労事業の就労者に夏季及び年末に臨時に支払われるべき賃金については、就労者が失業者就労事業に就労した実績に応じた段階を設けて支払うこと。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『労働時報』、(3)『労働基準』、(4)『職業安定広報』、(5)『賃金と社会保障』、(6)その他

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

